

## 市議会の活動

昭和 60 年代からこれまでを振り返ると、人口増に伴う清掃工場、公園、下水道などの施設整備が進められるとともに、圏央道をはじめとする重要な幹線道路の整備、多摩ニュータウンや八王子ニュータウンの開発が進むなど、まちの姿が大きく変わる時期でした。同時に、平成 5 年に衆参両院により地方分権に関する決議がなされ、平成 12 年には、地方分権一括法が施行されるなど、地方分権の大きなうねりがあった時期であり、地方の裁量が拡大し、基礎自治体の行政能力が問われることとなりました。本市も更なる行政サービス向上を目指して、行政事務の拡大をはかるため、平成 27 年 4 月に中核市に移行しました。

ここでは、この大きな変化の時代における市議会の特徴的なできごと、市長や議員、議会のあり方を定めた 2 件の条例制定、議会の情報発信、災害対応について紹介します。

## 30年間のできごと

行政の監視役と意思決定機関として、地方自治における市議会の役割は大変重要であり、その機能を発揮するためには充実した議会審議によりその責務を遂行しなければなりません。地方分権の推進で自治体の役割が増すとともに、市議会も更に重要な役割を担うようになりました。

八王子市議会では、平成16年の地方自治法の改正により市議会定例会の開催回数<sup>\*</sup>の制限が撤廃された以後も、従前どおり定例会を年4回開催しており、市長は、第1回を2月に、第2回を6月に、第3回を9月に、第4回を11月に招集しています。

定例会の主な議事は、一般質問、諸報告、議案審議（予算、決算、条例制定、意見書、決議等）、請願審査などです。

なお、新年度予算審議は第1回定例会で、決算審議は第3回定例会で行われています。

また、改選直後には、臨時会を開催し、正副議長選挙や常任委員会委員等<sup>\*</sup>の選任を行います。改選から2年経過した後の第2回定例会では、常任委員会委員等の任期満了による新たな選任に合わせ、正副議長の選挙が行われます。

市議会では、昭和61年以降の30年の間に、市長提出議案約4,700件、議員提出議案約700件の案件を審議するなど、様々な角度から議会としての活動を行ってきました。

## 昭和61年(1986)

### 6月定例会

#### ◎国保財政の危機打開に向けて

国民健康保険事業では、医療費等の増加、退職者医療制度の創設による国庫補助金の削減などにより、大幅な財源不足となっているとして、前年度末の3月31日に市長が行った補正予算の専決処分報告に関連して、補助金削減の問題や保険税の徴収率等について多くの質疑がありましたが、賛成多数で承認しました。併せて議員提出議案「国保財政の危機打開に関する意見書<sup>\*</sup>」を全会一致で可決し、総理、大蔵、厚生、自治各大臣に要請することとし、

9月に正副議長、各会派代表者、総務企画委員、国民健康保険運営協議会委員が各大臣に面会し、国保財政の危機打開を強く訴えました。



厚生大臣に意見書を提出

## 昭和62年(1987)

## 3月定例会

## ◎議員定数問題、審議未了で終結

昭和61年11月から12月にかけて、市議会議員の定数削減や削減に反対する請願、陳情<sup>\*</sup>があわせて10件、議長に提出され、これらの審議のため市議会は、委員10名で構成する「議員定数に関する特別委員会<sup>\*</sup>」を昭和61年12月定例会で設置しました。

特別委員会は、議会開会中に結論が出せなかったため、閉会中の継続審査の申し出を行い、請願や陳情の提出者との懇談会<sup>\*</sup>を行うとともに、直接、住民の意見を聞くための地方自治法に基づく公聴会<sup>\*</sup>を市議会史上初めて開催し、特別公述人<sup>\*</sup>4名、一般公述人12名から賛成、反対の意見を聞き、審査の参考としました。

この間にも、新たに定数削減反対の請願があり、付託された件数は14件となりました。

特別委員会では、議員定数を定めている法の精神、行政改革との関係、合併と人口増、他市との比較等々の議論を重ねましたが、3月に至っても結論が出せなかったため、3月30日最終日の本会議で中間報告を行うとともに、再度継続審査の申し出を行いました。しかし、この特別委員会は、4月30日議員の任期満了により消滅し、これらの請願、陳情14件は、審議未了<sup>\*</sup>となってしまいました。

## ◎議員提出議案「議員定数条例の一部改正」を否決

3月28日、12名の議員から、議員数を40名から38名に改める条例案が議員提出議案として提出されたため、最終日である30日、本会議開催前、議会運営委員会<sup>\*</sup>を開催し、この議案の取り扱いについて協議を行いました。

議会運営委員会では、突然、提出されたものでルール上認められない、議員削減の請願、陳情は特別委員会で継続審査となっており、議員提出議案ということで提出されたことは信義にもとる、一方、正規の手続きで提出されたものであり、受付せざるを得ない等の意見が出され、議論の結果、この議案は、本会議に上程することになりました。

本会議では、提出者から行政改革の推進に議会自ら範を垂れること、市民要望の実現に当たっては、必ずしも議員の介在を必要としない状況もあること、削減した経費を事務局の体制の強化に充てる等、議会機能の万全、議会体質の改善を目指すべきであるとの提案理由が述べられました。

これに対し、地方自治法の議員定数基準からいって、本市議会は、現在でも基準を下回っており、今回の提案は納得ができない、他市と比較した1票の格差をどう考えるのか、議案の提出時期が突然で調査、検討する時間が無いなどの反対意見が出され、採決の結果、反対多数で否決しました。



定数問題を報じる市議会だより

※のついた用語については、資料編—用語集—をご参照ください。

## 9月定例会

### ◎委員長報告、意見書採択で動議が出され、会期を延長

本会議最終日、総務企画委員会委員長報告に対する討論で、請願を否決した会派<sup>\*</sup>の名称を発言したことについて、発言の取り消しを求め動議<sup>\*</sup>が出されましたが、後刻調整することとし、本会議は進められました。

昼の休憩時間中に、議会運営委員会を開催し、発言の取り消しについて調整しましたが、調整に時間がかかり、途中、会議規則で午後5時までとされている会議時間の延長手続きのための本会議を再開しました。会議時間の延長を行った後、再び休憩となり、本会議の再開が大幅に遅れてしまいました。

その後、本会議を再開しましたが、今度は、三宅島米軍基地建設反対に関する意見書の採択について、記名投票の結果、可否同数で議長が可否について決裁することとなりましたが、今後の議会運営にも重大な問題があるとして動議が出され、再び調整のため休憩となりました。

この調整にも時間がかかり、会期末が迫る中、他の議案の審議も残されていたため、再開された本会議で、会期<sup>\*</sup>を延長する動議が出され、議会運営委員会での協議を経て、会期を1日延長する手続きをとりました。残った議案の審議を行い、閉会したのは翌日の午前1時24分でした。

## 昭和63年(1988)

## 9月定例会

### ◎補正予算代表質疑の発言通告書に掲載漏れ

市長から提出された一般会計等補正予算とこれに関連する議案に対する代表質疑において、発言通告書に掲載されていない項目の質問があるとして、動議が出されたため本会議を休憩し、議会運営委員会で調整することになりました。

議会運営委員会で確認したところ、代表質疑を行う議員からの発言通告書には、当該議案への質問が正規に記載されており、事務局で行う代表質疑一覧表作成段階での掲載漏れであったことが判明しました。このことから、再開後の本会議の冒頭、議会事務局長が経過についての説明と謝罪を行い、合わせて議長からの謝罪の発言があり、代表質疑は、続けられました。

## 平成元年(1989)

## 3月定例会

### ◎基本構想を特別委員会で審査

3月2日の本会議で、市長から「昭和53年に策定された本市のまちづくり基本方針である現基本構想は、市民の参加と協力



基本構想を提案する波多野市長

でまちづくりが進められてきたが、10年の歳月は、当時予想しなかった社会情勢の変化をもたらし、高齢化、高度情報化、国際化の波は、行政運営に大きな影響を及ぼすようになってきた。また、多くの人口の流入は、都市基盤整備の遅れと都市の自立性や活力の低下をもたらしてきた。こうした状況を踏まえて、現基本構



策定された基本構想

想の基本姿勢である市民の自主的な行政への参加を基本理念として継承しつつ、21世紀への飛躍を目指し、さらに充実したまちづくりに取り組むため基本構想の改定を行いたい」と提案があり、市議会は、委員10名で構成する「基本構想特別委員会」を設置して審査することとしました。

特別委員会では、基本構想の提案時期、市民参加の問題、高齢化社会の問題、文化行政、職住近接の自立都市、人口問題と土地利用などについて2日間にわたり審査を行い、賛成多数で原案のとおり可決することと決定しました。この報告を受けた本会議においても賛成、反対の討論<sup>\*</sup>が行われた後、記名投票<sup>\*</sup>により27対10の賛成多数で可決しました。

## 6月定例会

### ◎副議長選挙で投票用紙を別の紙に包み投票

議長選挙に続いて行われた副議長選挙で、投票用紙を別の紙で包んだものがあったが、投票用紙は正規のものであったため、立会人確認のもと有効とし開票作業を進め、議長が副議長当選の告知をしました。当選告知後、当選の有効性は認めるが、投票用紙を別の紙に包んで投票されたものがあり、開票事務に瑕疵があるのではないかと動議が出され本会議を休憩し、議会運営委員会で調整することとなりました。



議会運営委員会では、副議長選挙自体は、有効であると認めるが、別の紙に包んで投票する行為が有効か、無効かを論議しました。その結果、投票用紙が別の紙に包まれていることを発見した時点で立会人の確認を受けるべきで、開披してから確認を受けたのは配慮に欠けたとして、事務局に開票作業を慎重に行うよう強く求めました。

また、このような行為は、議員のモラルに問題があるとして、その取り扱いを会派代表者会<sup>\*</sup>に委ねることとしました。

再開された本会議で議会事務局長は、開票は立会人の立ち会いを得て実施されたところであり、開披分類の後、立会人の意見を聞き有効性を判断しました。しかし、このような場合、開披分類前に疑問票として立会人の意見を聞き投票の有効、無効を判断すべきであったとして、開票事務の不備を謝罪しました。

※のついた用語については、資料編—用語集—をご参照ください。

### ◎本会議の呼称を変更

平成元年10月、議会運営委員会での検討を経て、議会会期中に、議案の熟読期間を含め、十分な審議日程を確保し、慎重審議を行うため、12月定例会及び3月定例会を、それぞれ、11月、2月に招集するよう、市長に対し要望書を提出しました。

これに対して市長は、「3月定例会は、年度末及び年度開始前であることから各定例会のうち最も多くの議案が予定されている。また、重要議案である新年度予算案及びこれに関連する諸議案の調製に当たっては、国家予算、東京都予算等による施策を勘案のうえ年間総合予算を編成しており、要望の主旨に沿うことは相当困難である。しかし、12月定例会は、主に前年度の決算認定の審議であり、円滑かつ実質的な審議ができるようその内容の充実に努めるとともに、他の財務事務の関係から12月となっているが、再度、検討を重ね、11月30日に招集できるよう準備を進めている」と回答がありました。

この回答を受け、会派代表者会、議会運営委員会で協議を行い、12月定例会の招集を11月とすることを了承するとともに、本会議の呼称を「元号〇年〇月定例会」から「元号〇年第〇回定例会」と改称し、平成2年3月から実施しました。

## 平成2年(1990)

### 第3回定例会

#### ◎議事進行上の不手際を問われ、会期を延長

定例会最終日、都市建設委員会委員長報告に対する質疑の答弁に対し、同委員会所属の議員から、委員長の答弁はおかしい、また、報告内容も不十分だとして、委員会の活動をありのままに報告することを求める議事進行動議が出されました。

議長は、委員長報告は速記録を精査の上報告しているの、了承願いたいとして、議事を進行しようとしたのですが、同議員はこれに納得せず、報告内容が不十分であることについての発言を更に続けました。

これに対し、他の議員から、同一の委員会に所属する議員が委員長報告に対して質疑しないというのが慣例だとして動議が出され、この動議が採決され可決しました。

この動議の採決に対し、議長の議事運営に不手際があるとして、動議が出されましたが、他の議員から調整のための動議が出され、本会議は休憩となりました。

議会運営委員会での調整に時間を要したため、定例会最終日でもあることから、午後11時49分に本会議を再開して、会期の1日延長を行い、再び休憩としました。

調整が整い、再開された延長後の本会議で、議長が冒頭、議事進行上、不手際により長時間、議事の空白を招いたことを謝罪するとともに、所属委員会委員が質疑した前例がないということで議事を進行したことは、事実誤認であったと訂正し、都市建設委員会委員長の補足答弁が行われました。しかし、その後も委員長報告に対する質疑が続き、途中、調整のための休憩を挟みながら議事は進行され、他の案件を処理し、閉会したのは翌朝、午前8時38分でした。

## 第4回定例会

### ◎八王子市職員の定数条例の一部改正議案に附帯意見を付して可決

市長から「人口増加に伴う行政需要の増大、事務の多様化、高度化が見られ、それに即した市民サービスに徹する執務体制の充実、施設の開設等のため、130名の職員増を図りたい」として、「八王子市職員の定数条例の一部改正条例について」が提案され、総務企画委員会に付託しました。

総務企画委員会では、職員を必要とする事務事業の内容と職員増の内訳が示されていない、あるいは、職員の適正配置、事務事業の合理化、民間委託を含めて最小の経費で最大の効果を図るべきあり、その点が示されなければ納得できないとの意見が出され、3回にわたり審査が行われました。

その結果、「行政需要の多様化の中で、理事者は、現行の事務事業の見直しを行い、市民サービスの向上に努めるとともに適正で合理的な職員配置をされるよう強く要望する」との附帯意見を付けて可決すべきもの決定し、平成3年第1回定例会で本会議に報告しました。本会議においても、委員会報告のとおり可決しました。

### ◎自主学童クラブ存続のため、余裕教室の利用等を求める請願に意見を付して採択

上壱分方自主学童クラブ会長から、現在使用している施設は、民間の借家であり、間もなく賃貸契約の期間が終了するため、上壱分方小学校の空き教室を自主学童クラブとして利用させてもらいたいという「上壱分方自主学童クラブ存続のため、上壱分方小学校の余裕教室利用等を求める請願」が提出され、厚生水道委員会に付託しました。



厚生水道委員会では、学校施設の管理運営の問題、学校関係者の理解などについて、議論した結果、空き教室もあり、学校施設の開放は可能であるという答弁があるので、「開放基準を定めるとともに、関係者の合意を得て趣旨に沿うよう努力されたい」との意見を付して、採択してはとの発言があり、全会一致で可決すべきものと決定し、本会議に報告しました。本会議においても、委員会報告のとおり可決しました。

なお、上壱分方小学校の余裕教室を活用した上壱分方学童保育所が、平成3年10月開設されました。

### ◎議員提案の乳児医療費助成条例について議論を重ね可決

定例会最終日、1歳未満の乳児に対して医療費の一部を補助することを内容とする議員提出議案「八王子市乳児医療費助成条例設定について」が上程されました。

この議案は、厚生水道委員会に付託され閉会中の審査が行われました。

平成3年3月の厚生水道委員会では、引き続き審査を行ってはとの意見もありましたが、可決すべきものと決定され、本会議に報告しました。

しかし、本会議では、賛成討論が行われたものの記名投票の結果、18対19の反対多数で否決され、廃案となりました。

その後、平成3年4月に市議会議員選挙が行われ、選挙後、初めてとなる平成3年第2回定例会に再度「八王子市乳児医療費助成条例設定について」が議員提出議案として上程され、前回と同様に厚生水道委員会に付託され審査することとなりました。

本会議閉会中の審査を重ね、平成3年12月の委員会で、近い将来、都が実施することが予想されるため反対するとの意見もありましたが、賛成多数で可決すべきものと決定し本会議に報告、本会議においても原案通り可決され、平成4年10月1日から乳児に対する助成が始まりました。

その後、議会での様々な議論を経て、条例名が「八王子市乳児医療費助成条例」から「八王子市乳幼児医療費助成条例」に変更されたり、対象年齢も段階的に引き上げられ6歳未満（平成13年10月施行）にすることや所得制限の撤廃（平成19年10月施行）が行われました。

年月日	乳幼児医療費助成制度						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児
平成4年 10月1日		1歳未満児対象					
平成5年							
平成6年 1月1日		3歳未満児対象					
平成7年							
平成8年							
平成9年							
平成10年 10月1日				4歳未満児対象			
平成11年							
平成12年 10月1日					5歳未満児対象		
平成13年 10月1日						6歳就学前児対象	
平成14年							
平成15年							
平成16年							
平成17年							
平成18年							
平成19年 10月1日	所得制限撤廃						

乳幼児医療費助成制度の変遷

## 平成3年（1991）

### 第1回定例会

#### ◎新年度予算審査中に人件費の補正予算が提出される

平成3年度当初予算について予算等審査特別委員会で審査中に、当初予算編成時まで環境が整わず未計上であった職員増員等に関し、人件費の増額を行う新年度予算の補正予算が提出されました。これは、平成2年第4回定例会に上程された、八王子市職員の定数条例の一部改正に関連するものでした。

この補正予算は、予算等審査特別委員会総務企画分科会後に開催された総務企画委員会で審査されました。委員会では、平成3年度の当初予算が議決されていないのに、平成3年度の補正予算を審査するのは理解できないが、便法というならやむを得ないとの発言があり、原案のとおり可決するものとし、本会議において、平成3年度当初予算を可決後、補正予算も可決しました。

## 第4回定例会

### ◎多様な案をふまえリサイクル条例を制定

バブル景気と相まって、大量消費、大量廃棄で市民生活から排出されるごみ処理が全国の自治体で大きな課題となっていました。国は、平成3年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律を大幅に改正、都もごみ減量、リサイクルの強化を検討していました。

市も最終処分場の利用期限の問題があり、ごみ市民会議を立ち上げるなどしてリサイクル、ごみ減量について検討、また、市議会には、平成3年9月、リサイクル条例の制定を求める請願、ごみの分別回収についての請願が提出されるなど、本市においても大きな課題となっていました。

そのような中、ごみの減量、リサイクル都市づくりの取り組み、地球環境問題の改善に寄与することを目的とした議員提出議案「八王子市リサイクル条例制定について」が上程され、厚生水道委員会に付託されました。

厚生水道委員会では、国の廃棄物処理法改正に伴う具体的な方策を示す政令が出ていない、政令が示されるまで待つべきだ、また、ごみ市民会議の議論の推移、市において清掃条例改正の検討がされているなどの意見があり、継続審査することとしました。

平成4年第4回定例会で市長は、現行の清掃条例を全部改正した「八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例設定について」を上程、併せて市民から直接請求<sup>※</sup>のあった「八王子市資源の再利用に関する条例設定について」を上程しました。これらの条例も厚生水道委員会に付託され、継続審査中であった議員提出議案「八王子市リサイクル条例設定について」と併せて閉会中の委員会で審査しましたが、3条例とも大差がないので、委員会は、調整のための三者の話し合いを要請して継続審査としました。



清掃条例の改正を報じる市広報



ごみ市民会議からの提言書

委員会の要請を受け、三者での調整が行われ、議員提出議案は撤回されることとなり、平成5年第1回定例会の委員会で市長提出議案と直接請求の条例が審査され、三者の合意ができていたため、直接請求の条例は否決、市長からは三者の意見を調整した修正案が出され、原案とともに可決すべきものと決定しました。

本会議でも同様に、原案の一部を修正した「八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」を可決しました。

※のついた用語については、資料編—用語集—をご参照ください。

## 平成4年(1992)

### 第3回定例会

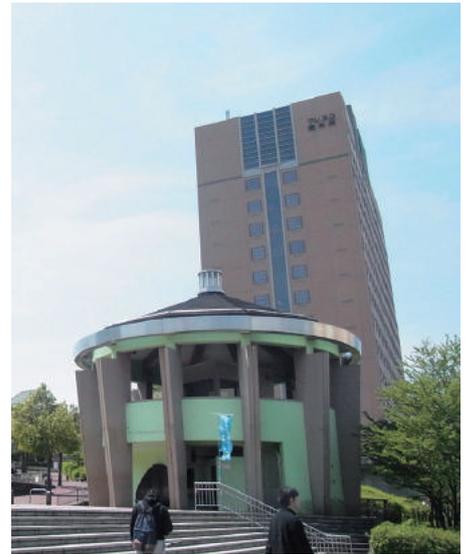
#### ◎土地信託で特別委員会を設置

多摩ニュータウン西部地区にある南大沢駅の南側の市有地を複合施設の用地のみに利用するのではなく、厳しい財政事情下で、初期投資が少なく、長期間にわたり安定した配当が受けられる土地信託制度により、公共・公用施設併設の賃貸用業務ビル（現フレスコ南大沢）を建設し、公有地の一層の有効活用を図ろうとする「土地の信託について」の議案が提出され、特別委員会を設置し、審査することとしました。

委員12名で構成された「土地信託特別委員会」では、信託制度の導入を決定した理由、信託方式の実態、採算上の問題、施設面等について論議した後、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この報告を受けた本会議では、反対討論がありましたが、記名投票の結果、34対5の賛成多数で原案のとおり可決しました。

なお、この土地信託については、毎年第2回定例会で、運営状況の報告が行われています。



土地信託制度により建設された  
フレスコ南大沢

### 第4回定例会

#### ◎公共施設の使用料等の改定条例を一旦は否決

市民会館、市民集会所、公民館などの公共施設の使用料値上げと有料化の実施に関連する条例改正議案14件が上程されるとともに、これに反対する請願27件が提出されました。

これらの条例改正議案と請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託され、審査を行いました。会期中に結論が出ず、各委員会とも継続審査となりました。平成5年第1回定例会で、本来の公

共施設がどうあるべきか、市民の考え方と市の公共性の捉え方が大きくかけ離れている。市民の声を聴き、議論を深めてから再出発すべきではないか等の意見が多数出され、各委員会とも条例改正案は否決すべきものと決定したとの報告があり、本会議においても否決となりました。

その後、市長は、議会での審議過程の意見を踏まえ、公共施設の使用料のあり方について総合的に検討することとして、平成5年7月、市民代表と学識経験者で構成する「八王子市使用料等検討会」を設置しました。



検討会から提出された最終提言



有料化が検討された郷土資料館

平成5年12月に検討会から中間提言が出され、市長は、この中間提言を慎重に検討し、受益者負担の公平、適正化に努めることとして、現行有料施設等に限り、使用料の改定を行うとして、平成6年3月、新年度予算案と合わせて提案、予算等審査特別委員会で審査された後、本会議において可決されました。

また、平成6年7月に検討会から出された最終提言の中で、早期に有料施設に移行していくものと位置付けられた、地域市民センター、市民集会所、総合福祉センター、陵南会館、滝が原運動場について、市長は、平成7年第2回定例会に補正予算と関連する条例の一部改正議案など5議案を提案しました。また、これに関連した公共施設の有料化に反対する請願11件が提出されました。

市議会は、これら議案と請願を審査するため、11名の委員で構成する「公共施設使用料等審査特別委員会」を設置して審査を行い、5議案を可決すべきものとし、請願11件は、不採択とすべきものとししました。この特別委員会の報告を受けた本会議でも、賛成、反対の討論の後、記名投票を行い、28対11の賛成多数で議案5件は可決され、請願11件は不採択としました。

## 平成6年(1994)

### 第1回定例会

#### ◎総務企画委員会が秘密会を3度開催

総務企画委員会に付託となった恩方地域新設コミュニティセンター建築工事請負契約議案の審査において、入札価格を巡り、最低制限価格の漏えいがあったのではないかという業界内でのうわさがあり、事実関係を明らかにすることに重点をおいて審査が行われました。

3月3日に開催された委員会では、いくつかの質疑の後、本市として初めての制限つき一般競争入札の中で起きた事態であり事実を究明する必要がある、また、最低制限価格の漏洩の真相究明の必要がある、秘密会で論議をすることを希望するとの意見が出され、委員会を休憩し、秘密会を開催して市側から事情聴取を行いました。その後、再開した委員会で市側に業者間のうわさの真相について調査を依頼し、継続審査としました。

3月17日に再度開催された委員会で、市側から、現時点では、落札者に不正があったと断定することはできない、行政側についても不正はなかったと確信しているとの報告がありましたが、市の対応が甘いのではないかと意見があり、委員会として参考人を呼ぶこととし、継続審査としました。



建設中の恩方市民センター

委員会は、3月22日、23日に秘密会を開催し、参考人から意見聴取を行い、23日の秘密会終了後に開催した委員会で「今後、入札にあたっては、より一層慎重に取扱い、入札制度への信頼を高めるよう努力されたい、また、業界に対して指導強化されたい。」との意見を付して、この請負契約締結を可決すべきものと決定しました。

この報告を受けた本会議でも、委員会報告のとおり可決しました。

## 第2回定例会

### ◎市議会史上、初めての諮問審査

市長が行った学童保育所入所保留処分について、その取り消しを求めて、地方自治法第244条の4に規定する公の施設を利用する権利に関する処分について、3件の異議申し立てがあり、市長は、同条第4項に基づきこれらについて市議会に諮問しました。

市議会は、これを総務企画委員会に付託し、審査を行い、入所が受け入れられなかったことによる生活基盤が脅かされる問題、学童保育所設置の不十分さ、行政の責任などについての論議をしました。この異議申し立ては、妥当とする意見もありましたが、採決の結果、棄却すべきものと答申することとなりました。

この報告を受けた本会議でも、異議申し立てを妥当とする議員の討論がありましたが、採決の結果、棄却すべきものと答申することに決定しました。

## 閉会中の厚生水道委員会

### ◎市職員の公金横領事件を委員会で報告

平成6年5月の厚生水道委員会に、平成4年3月に定年退職し、その後、再任用した職員による公金横領事件が発覚し、懲戒免職処分を行ったとの報告が行われました。

これは、市民から粗大ごみ収集時に発生した物品の損傷事故について問い合わせがあり、確認調査を行ったところ、事故の報告もなく、徴収した手数料も納入されていないことが判明、さらに昭和62年から平成5年までの7年間の粗大ごみ収集手数料約550万円が着服されていたというものでした。

第2回定例会で、上記事件発覚の発端となった損害賠償金の支払いの報告があり、それに関連して、議員からこの問題は、単に賠償金を支払えば良いという問題ではなく、行政に対する信頼を失うという大きな問題である。したがって、内容を明確にするため、横領金額をしっかりと調査すべきだと指摘しました。

平成6年8月の厚生水道委員会で、市が徹底した内部調査を行った結果、昭和53年から平成5年までの16年にわたり、総額約1,800万円の横領が判明したと報告されましたが、市は横領金額が全額返還されて実質的な損失がないこと、新聞にも掲載され、懲戒免職という社会的制裁も受けていることから、刑事告発はしないと説明がありました。

委員からは、1,800万円も横領していた人間に退職金が支払われ、横領金額が返還されて損害がないからと言って、刑事告発しないのでは市民は納得しない、刑事告発を検討し、理事者もはっきりと責任を取るべきだと指摘がありました。

## 平成7年(1995)

### 第2回定例会

#### ◎八王子市長の資産等の公開条例で修正議案を提出

法律の規定に基づき、市長の資産等の公開と、その対象となる資産の範囲、公開の手続き等について、必要な事項を定める「政治倫理確立のための八王子市長の資産等の公開に関する条例設定について」が上程されました。

本会議で、対象者を市長本人に限定したことや資産の取得状況、実効性の確保などについての質疑が行われ、総務企画委員会に付託しました。

総務企画委員会では、委員から、原案では市長に限定している資産報告書について、より高潔性の確保の必要性から、資産報告書の作成の際、配偶者等の資産報告書を併せて作成しなければならないとする修正案が出されましたが、配偶者等のプライバシー保護の問題がある、公職者の家族といえども基本的人権は最大限尊重されなければならない等の発言があり、採決の結果、修正案は否決され、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この報告を受けた本会議においても、委員会の修正案と同様の修正案が提出されましたが、修正案は採決の結果、否決、原案は記名投票の結果、27対12の賛成多数で可決しました。

## 平成8年(1996)

### 第1回定例会

#### ◎重度重複障害児者に対する補助金額増額の請願に意見を付して採択

重度重複障害者が通う施設に対して、特別重度加算の補助金交付などを求める請願が提出され、厚生水道委員会に付託されました。

厚生水道委員会では、現場視察を含めて4回にわたり審査を行い、重度重複障害者を抱える施設の厳しい運営状況については理解できた、また、市の財政状況から請願をそのまま実現するのが難しいことも認識しているので、意見を付して採択してはとの発言があり、「重度重複加算に代わる何らかの方策について、都と協議を進められたい」との意見を付して、採択すべきものと決定し、第4回定例会本会議で報告され、全会一致で採択しました。

なお、この請願の採択を受け、市は、補助金交付要綱を改正し、特別重度加算に代わる制度を新たに設けました。

### 第2回定例会

#### ◎一般質問の関連質問の取り扱いを変更

ある議員の一般質問に他の議員から関連質問の通告があり、その取扱いを議会運営委員会で調整することとなりました。

議会運営委員会では、関連質問は自粛するべき、一般質問を2度やるようなことになる等の意見が出されましたが、これまで関連質問は、会議規則第62条第2項ただし書きで議

長がやむを得ないと認めるときはできるとされており、この取り扱いが曖昧であるため、改めて議会運営検討会で論議することとし、この定例会での関連質問は認められました。

その後、検討会で再三検討を行った結果、現行の会議規則は昭和43年の改正当時、一般質問に対する関連質問者が多かったため、あえて規則に規定していたものであったが、議会運営上円滑化を図るためには適当でない等の意見があり、解釈の明確化を図るため、ただし書きを削除することとしました。

この改正は、第3回定例会に議員提出議案「八王子市議会会議規則の一部を改正する規則設定」として上程され、全会一致で可決しました。

### ◎文教経済委員会での委員長の行動を巡り、本会議が混乱

定例会最終日、文教経済委員会委員長報告に対し、公民館の使用料設定の審査で、委員長が委員長職を副委員長に交代して、質疑、意見を述べ賛否に加わったことの是非について、同委員会所属の議員から質疑があり、委員長の恣意的な行動が会議の混乱を招いた上、公正中立であるべき立場を逸脱したとして、委員長辞職勧告動議が出されました。

これに対し、他の議員から辞職の必要は無いとして議事進行動議が出されましたが、辞職勧告動議が可決されたため、議会は混乱、本会議を休憩し議会運営委員会で調整することとなりました。その後、再開した本会議でも、会議運営を巡り混乱、文教経済委員会副委員長の間責動議、議会運営委員会での調整、本会議の再開、休憩を繰り返したため、会期末が迫り会期の延長が行われました。

その後も、議会運営委員会で調整しましたが、調整が着かず、議論を尽くしたとして、翌朝の5時に本議会が再開されました。しかし、今度は、文教経済委員長不信任動議が出されました。

これに対し、委員長の選任は委員会で行うもので不信任動議は意味のないものだと、取り下げの動議が出されましたが、委員長の不信任動議は可決され、残りの議案を審議し、定例会を閉会しました。

その後、閉会中の7月に開催された同委員会の冒頭、委員長から第2回定例会において、委員会が混乱し、本会議にも支障を来したことに、委員長として大変申し訳なく思っている。今後は、副委員長とも十分協議の上、委員会を運営し、信頼が得られるよう努力するとの発言がありました。

## 閉会中の文教経済委員会

### ◎「オオバカもん」で委員会を急きょ開催

平成8年10月30日、私立幼稚園就園奨励費補助金申請書の記載例で、名前のフリガナが人を馬鹿にしたような表現となっていると新聞報道されたため、その事実経過等の確認のため、急きょ文教経済委員会が開催されました。

記載例で問題となったのは、世帯主欄に「大場嘉門」、妻の欄に「大場加代」、子の欄に「大場かおる」と表記され、フリガナでは、「オオバカもん」「オオバカよ」「オオバカおる」と読

めると言うもので、教育委員会からは、担当者に事情聴取を行ったところ、「前年の記載例を参考に、少し目立つように考えたもので、何かを意図して作った訳でない」とのことであったと報告がありました。しかし、委員からは、三例とも「オオバカ」を付けるということは、意図的としか考えられないので、もう一度、事情聴取することを強く要請しました。

11月2日は土曜閉庁日でしたが、教育委員会の要請により文教経済委員会が開催されました。教育委員会からは、再聴取を行った結果、本人から「補助金申請に関する文書は非常に硬いイメージがあるので、それを和らげようと考えて使った。しかし、結果的に市民に大変迷惑をかけ、深く反省している」、また、学務課長、担当係長からは、「減免額等は確認したが、記載例の内容は確認しなかった」ということでした。

委員からは、このような文書を読んで市民がどのような感情を持つか、配慮や思いやりが欠けている、決裁での管理職のチェック体制が不十分である、このようなことが、二度と起こらないよう認識を新たに、猛省してもらいたいとの意見が出されました。

これに対し、このような事が二度と起こらないよう全庁的に指導し、市民の立場に立った公務員としての働き方などを職員に周知徹底していくとの発言がありました。

## 閉会中の連合審査会

### ◎小学校の空教室の使用の不備を連合審査会で指摘

平成8年11月、総務企画委員会と文教経済委員会の両委員会に、八王子テレメディア(株)の備品が清水小学校の空き教室に保管されていたことが報告されました。これについて、文教経済委員会では、民間企業である八王子テレメディア(株)に学校施設を使用させたことは問題があるとして指摘しました。この問題は、両委員会に関連するため、両委員会委員で構成される連合審査会を開催し、経過等について説明を受けることとしました。

市の説明によると、平成4年8月末頃、八王子テレメディア(株)から経営改善の一環として借りていたビルの事務所フロアを返却することに伴い、机、いす等の備品を一時収納する場所を探してほしいという要請がありました。そこで教育委員会に相談、教育委員会は、八王子テレメディア(株)は、八王子市が出資し、公共、公益的性質を有する会社であり、同社の緊急避難的な事であることから、教育長の判断のもとに、市立清水小学校ですでに倉庫として使用していた空き教室があったため、学校長と協議し、この倉庫の一部を同社の備品保管場所として、口頭許可で借用させることとしたとのことでした。

しかし、委員からは、今回の問題は、単に事務処理が不適切であったということではなく、市が出資しているとは言え、民間企業であり、そのような企業に学校施設を使用させたことが問題だ、また、市はテレメディアについて、公共、公益な性質を持っている会社だと強調する時があれば、都合が悪くなれば民間企業だから中身は明らかにできない等と使い分けをしている、改めるべきであるとの意見が出されました。

教育委員会からは、当時、テレメディアは、経営的に大変厳しい時期であり、公共・公益的な会社であることから、保管場所の提供などの支援は、間違っていなかったと考えるが、手続き的な問題、貸出期間が長期にわたってしまったことについては反省しているとの発言がありました。

## 平成10年(1998)

### 第1回定例会

#### ◎議場コンサートを開催

平成9年8月、会派代表者会で、議長から地方分権の推進の一つとして、地方議会の活性化が言われている中、議会が市民に親しまれ、見直されるためにも、多くの市民に議会に来てもらうため、本会議開会前に、議場でクラシック音楽のコンサートを行いたいと提案がありました。

各会派代表者の賛同のもと具体的な検討を行い、その結果、21校の大学を持つ学園都市である本市の特色を活かし、大学の音楽サークルの出演を得て、初日の本会議開会前に初めての議場コンサートを開催しました。その後、平成13年からは、一般市民の出演も募り、各定例会初日にコンサートを開催しています。



現在も続いている議場コンサート(平成29年第2回定例会)

#### ◎予算等審査特別委員会に新年度予算の修正案を提出

平成10年度一般会計予算案に、八王子テレメディア(株)が、新たなインターネット接続サービスの設備投資等に要する資金確保のために計画された増資に対し、5,000万円の出資をするという案がありました。

これに対し、既に民間事業者が、多数参入し事業展開を行っている分野に、なぜ公共が5,000万円もの資金援助をしなければならないのか、市民のための施策が大幅に削減されている中では、とても市民の理解が得られるものではないとして、予算等審査特別委員会に、平成10年度一般会計予算に対し、出資金5,000万円を削除した修正案が、委員3名から提出されました。

特別委員会では、原案と、修正案に対する意見を求めた後、修正案の採決を行い、反対多数で否決すべきものとなりました。引き続き、原案の一括採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。



基本構想を審査する特別委員会

### 第4回定例会

#### ◎基本構想を特別委員会で審査

市長から、「平成元年に策定した基本構想八王子21プランを市政運営の指針としてまちづくりを推進してきたが、この10年間で社会経済状況は大きく変化し、当時の高齢化、国際化、高度情報化に加え、少子化、地球環境問題の深刻化、防災意識の高揚など、

新たな時代の要請が、行政運営に影響を持つようになってきた。そこでさらなる飛躍を目指して、市民が、安心して安全で健康に暮らせるまちづくりを進めるべく、基本構想の改定を行う」と提案がありました。

市議会は、委員9名で構成する「基本構想特別委員会」を設置して、基本構想の改定について、行政の果たす役割の変化、市街化調整区域の扱い、自然環境と計画的な

都市基盤整備との調和、少子・高齢化に関連したハートピア・プランの改定、下水道計画などについて審査を行い、賛成多数で、可決すべきものと決定しました。

この報告を受けた本会議でも、記名投票により27対9の賛成多数で可決しました。



改定された基本構想

## 平成11年(1999)

### 第1回定例会

#### ◎第1回定例会の招集を2月に変更

第1回定例会は、従前3月に招集されてきました。しかし、3月の招集では、市政運営で重要な予算議案等の審議日程が、年度末も迫り十分確保できないことから、早期に議会を招集するよう、以前から市長に対し要望していました。しかし、市長からは、新年度予算の編成、関連議案等の調製で時日を要するため困難であるとされていました。

平成10年9月、改めて第1回定例会の招集を3月から2月に変更するよう要望した結果、平成10年11月、今後は2月末日をもって第1回定例会を招集できるように努めるとの回答があり、平成11年から2月に招集されるようになりました。

### 第2回臨時会

#### ◎積立金横領事件で、綱紀粛清を求める決議を可決

平成11年5月、(社)八王子観光協会の事務に従事していた市職員が、協会の積立金を横領していたという事件が判明しました。

事件は、観光協会に昭和38年に就職し、その後、昭和58年に市に採用された職員が、平成6年夏頃から10年3月までの5年にわたり、観光協会の施設建設のための積立金約9,880万円を着服したというものでした。

市長は、8月9日に臨時会を招集して、事件の管理監督責任を取るとして、市長と2人の助役の8月分の給料を減額する「八王子市長及び助役の給料の特例に関する条例設定について」を上程しました。

臨時会開催に先立ち、市長は、市議会協議会<sup>\*</sup>の開催を要請し、事件の報告を行いました。

※のついた用語については、資料編－用語集－をご参照ください。

議員からは、議会への報告が遅れた理由、観光協会と市の関係、市職員として採用した経緯、横領に至った理由、5年間の会計監査は適切であったのか等の質問がありました。その後、開催された臨時会でも同様の質疑に加え、訴訟の考え方、観光協会への補助金と横領金の関係、今後の対応などの質疑をした後、市長等の給料を減額する条例を可決しました。

それとともに、不名誉な事件の根本的な原因究明と、不正を繰り返さない抜本的な対策の確立を求め、議員提出議案「職員による不正防止と綱紀粛清を求める決議<sup>\*</sup>」を可決しました。

#### 職員による不正防止と綱紀粛清を求める決議

七月二十四日、市職員による約一億円の公金横領事件が明らかになった。このような職員の不正行為は、行政への信頼を失墜させ、断じて許すことができない。同時に、八王子観光協会の業務を兼務し、十八年間同じ職場に配属しつづけたことが大きな要因であり、このような巨額な公金を着服した事実を発見できなかったことは、行政内部のチェック機能が働かなかったものであり、極めて重大である。

本市は五年前にも、館清掃事業所で千八百万円の公金横領事件が発覚し、綱紀粛清を誓ったところである。今回、こうした教訓が十分生かされなかったことは、痛恨の極みである。

この間にも、行政執行において本市の名誉を傷つけるような行為が相次いでいる。市民の信頼を回復するためにも今後、このようなことが繰り返されないよう、市長はじめ全職員が不正防止のために万全を期すとともに、綱紀の粛正に全力を挙げるよう強く求めるものである。

以上、決議する

平成十一年八月九日

八王子市議会

## 第4回定例会

### ◎直接請求の高齢者介護基本条例案が提出される

平成11年11月、有効署名数26,975人の署名を収集して、「八王子市高齢者介護基本条例」の制定を求める直接請求が行われました。

市長は、「この条例を検討したところ、介護保険及び高齢者福祉施策の基本原則等を定めているが、これらは介護保険法及び老人福祉法等において既に規定されており、本市が独自に条例で定める必要はなく、本条例は適正であると言い難いものとする」という意見を付けて、12月の第4回定例会に上程しました。

市議会は、この条例を厚生水道委員会に付託、オンブズパーソン制度、市民参加の進め方、サービス内容などの事業評価、見守り訪問員の設置の必要性などについて、3回にわたり審査を行い否決すべきものと決定しました。

厚生水道委員会委員長は、平成12年第2回定例会本会議にこの結果を報告しました。これに対し、直接請求の条例に賛成の議員から、市長は、平成12年第1回定例会に介護保険



条例そのものを提案したが、高齢者福祉の規定については、個別の条例のほかに、基本条例を制定していく必要があるのではないか、また、委員会の審査でも、直接請求の条例の内容を否定する意見はなかったなどとする賛成討論が行われましたが、記名投票の結果、この条例は、10対29の反対多数で否決しました。

## 平成 12 年 (2000)

### 第3回定例会

#### ◎一般質問の答弁で部長と助役が謝罪

一般質問の部長答弁で、質問の一部について議員からの通告がないので、手持ち資料がなく答弁できないと説明したところ、2人の議員から、議員は、一字一句通告はできない、それなりに類推できる質問もある、通告がなくても答弁をする義務がある、このままでは議会運営上の問題があるとして動議が出されました。

議長は、後刻、議会運営委員会で調整することし、会議を続け、部長は、課長から渡された資料により答弁を行いました。

その後、開催された議会運営委員会で調整の結果、部長の発言が不適當だったとし、部長の謝罪と助役の監督責任について、説明と謝罪を求めることとなり、本会議最終日に部長と助役が謝罪をしました。

## 平成 13 年 (2001)

### 第1回定例会

#### ◎条例に基づく政務調査費に

八王子市議会では、議員の調査研究に資するため、昭和55年度から規則等で市政調査研究費を、会派に対し、議員一人当たり年額44万円を交付していました。

平成12年5月、地方自治法の一部改正により、地方議員に対し、議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部を交付する政務調査費が制度化されたことから、本市でも「八王子市議会政務調査費の交付に関する条例設定について」が新年度予算と関連して上程され、予算等審査特別委員会で審査された後、本会議で可決され、平成13年4月から議員一人当たり月額6万5千円が会派に対して交付されることとなりました。併せて、政務調査費の用途基準、事務処理要綱が定められ適正な執行に努めることとしました。

平成14年には、八王子市補助金等検討会の提言を受け、交付額を月額6万円に減額しました。また、平成18年4月からは、政務調査費の用途の透明性をより一層図るため、領収書等の添付を義務づけることとしました。

なお、平成25年4月からは、地方自治法の一部改正より名称を政務活動費としています。

市議会各会派は、この政務活動費を有効に活用し、八王子市政発展のため調査活動等を行っています。

※のついた用語については、資料編—用語集—をご参照ください。

### 第3回定例会

#### ◎都立八王子小児病院の存続、拡充整備を求める意見書を可決

都立八王子小児病院は、昭和29年10月、都立八王子乳児院として開設され、以後、収容規模の拡大、未熟児センターの併設などを経て、昭和56年4月、新生児、乳幼児に対する高度医療を提供できる小児専門病院として、名称も「都立八王子小児病院」と改め、再発足しました。

平成2年7月、東京都の「あすの都立病院を考える懇談会」が中間のまとめで、八王子小児病院と清瀬小児病院とを統合し、都の小児医療センターとして整備すべきと提言したことから、同年9月、小児病院の存続と小児医療の拡充を東京都及び関係機関に働きかけることを求めた「都立八王子小児病院の存続と小児医療の拡充についての



移転前の都立八王子小児病院

請願」が市議会に提出され、全会一致で採択されました。また、10月には市及び市議会が都に出向き、八王子小児病院の存続と拡充整備についての要請文書（市長、議長連名）を八王子市長自ら副知事に手渡すなど八王子市内への存続の要望を行いました。

平成9年4月、市は、移転先を東浅川町の旧都立畜産試験場跡地とし、早期に移転、拡充整備し、小児医療の中核的病院として、高度でかつ総合的な小児医療を提供するよう「都立八王子小児病院移転拡充のための用地に係る要望書」を都知事に提出、6月には東京都から移転先を東浅川町の旧都立畜産試験場跡地に決定した旨の連絡があり、8月の厚生水道委員会に報告されました。

平成12年6月、都は、都立病院全体の再編成を含む「医療改革」の方針を発表、8月には「都立病院改革会議」を設置したことから、八王子市と西多摩8市町村が、平成12年11月、都知事に対して「都立小児病院の旧都立畜産試験場浅川分場跡地への早期移転整備について」の要望書を提出。また、平成13年5月には緊急要請書を提出しました。



署名を提出する市民の代表

しかし、「都立病院改革会議」は、平成13年7月13日、清瀬、八王子の両小児病院を小児総合医療センターとして、府中市に統合する内容の改革会議の最終報告を行い、都知事に提言を行いました。

これに対し、市長は、遺憾の意を関係機関に伝え、また、存続を求める市民の代表が9万7千人にも及ぶ署名を都知事に提出、市議会も定例会初日の本会議



副知事に意見書を手渡し存続を要請

で「都立小児病院の存続、拡充整備を求める意見書」を全会一致で可決し、10月2日、正副議長、病院対策特別委員長が都に赴き、副知事に手渡しました。その後、市は都と検討会を設け、協議を行いましたが、都は、「都立病院改革実行プログラム」の整備方針に基づき、平成22年4月、府中市に「都立小児総合医療センター」を開設し、都立八王子小児病院は閉院となりました。

この間、市議会は、小児病院移転後の都の支援、NICU、ダウン症などの障害児の対応、東京医科大学八王子医療センターと東海大学八王子病院に小児用ベッドを増床、南多摩病院で小児外来診療や入院医療など、都立八王子小児病院移転後の八王子市の小児医療について議論し、市の考え方などの確認を行いました。

なお、閉院した都立八王子小児病院は、八王子市が譲り受け、跡地・施設を活用した夜間救急などにも対応する、外来専用の「小児・障害メディカルセンター」として整備し、平成23年4月に開設されました。



移転後に設置されたメディカルセンター

## 平成14年(2002)

### 第4回定例会

#### ◎基本構想を特別委員会で審査、全会一致で可決

市長から、「現行の新八王子21プランは、策定から4年が経過しようとしているが、その間、地方分権一括法、NPO法の施行による市民と行政との協働気運の高まりなど、市政を取り巻く環境が急激かつ大きく変化して来た。こうしたことから、協働と住民自治を希求するために、新たな基本構想の必要性と、市民参画の具現化の一つである市民会議方式を取り入れた新たな基本構想案を策定した」と提案がありました。

市議会は、本会議での質疑を行った後、委員9名で構成する基本構想特別委員会を設置し、これに付託し審査を行いました。



提案説明を行う黒須市長



市民会議委員との意見交換会

で可決すべきものと決定しました。本会議でも、委員会報告のとおり全会一致で可決しました。

なお、市議会は、この基本構想の審議に先立ち、10月に新基本構想・基本計画の素案を作成した八王子ゆめおり市民会議から、市長に提出した素案の説明を受けるとともに、意見交換を行いました。

委員会では、市民会議素案の8割が反映されているが施策をどう進めるのか、財政フレームの算出方法、景気が悪化した場合の施策の実現方法等についての質疑を行ない市の考え方を確認しました。

また、従来にない大規模な市民会議を成功させ、多数の市民が時間をかけて熱心に議論し、素案を作り上げたことを評価、尊重するとの意見もあり、全会一致



新しく策定された基本構想

## 平成 15 年 (2003)

### 第 2 回定例会

#### ◎新たな組織条例を特別委員会で審査

急速に進展する少子高齢化や地方分権の推進など社会環境の変化により、現行の組織では対応が困難になっていることから、新たな基本構想に対応するために大規模な組織改正が必要であるとして、「八王子市組織条例の一部を改正する条例設定について」が市長から提案されました。

この条例は重要案件であることから、市議会は、本会議での質疑を行った後、委員 11 名で構成する組織条例等審査特別委員会を設置し審査しました。

特別委員会の審査では、基本構想との関係、新たな組織体制、組織の問題点、組織の名称などについて議論がなされ、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定され、本会議に報告されました。

本会議では、都市経営のための視点を持った行政運営の組織は、効率化の名のもとに、福祉や教育サービスを削る手法であり、組織の名称や内容にも問題があるとする反対討論がありました。賛成多数で可決され、8月18日に新たな組織が設置されました。



新しい組織を報じる市広報

## 平成 17 年 (2005)

### 第 2 回定例会

#### ◎学童保育所入所保留処分異議申し立てについて諮問

市長が行った学童保育所入所保留処分について、これを不服として、取り消しを求め、地方自治法第 244 条の 4 に規定する公の施設を利用する権利に関する処分について、異議申し立てがあり、市長は、同条第 4 項に基づきこれを市議会に諮問しました。

市議会は、これを総務企画委員会に付託し、審査を行い、不服に関する相談で適切な指導がなされたのか、定員拡大の努力をしたのか、増築なりで臨時的に間に合わせるような配慮ができなかったのか等の質疑をし、市の対応を確認したうえで、フレキシブルな受け入れ態勢を構築すべきとの意見、今回の手続きについてはやむを得ないが、問題解決に向け、取り組みに期待するとの意見があり、採決の結果、棄却すべきものと答申することとしました。

この報告を受けた本会議でも、委員会報告のとおり決定しました。

## 平成 18 年 (2006)

### 第 3 回定例会

#### ◎決算審議の早期化

決算認定議案は、これまで第 4 回定例会に上程されていましたが、平成 4 年から第 3 回定例会最終日に追加提案され、決算審査特別委員会を設置、閉会中の委員会で審査し、その結果を第 4 回定例会で報告し、採決していました。

平成 18 年 2 月、市長から決算議案の提出を早めることができる見込みであるので、議会日程を検討してもらいたいとの依頼があり、議会運営委員会等で検討を行い、平成 18 年第 3 回定例会から会期中に決算審査特別委員会の設置、審査、本会議での委員長報告、採決を行うこととしました。

## 平成 21 年 (2009)

### 第 4 回定例会

#### ◎議会運営副委員長の一般質問取り下げで議論

議会運営委員長は、議会運営に専念するため、これまで一般質問を行いませんでした。

委員長が病気で欠席のため、副委員長が委員長の職務を行うこととなりましたが、副委員長が一般質問の通告を行っていたため、その取扱いについて、会派代表者会、議会運営委員会の双方で話し合いが行われました。

会派代表者会では、法律で制約されているわけでもなく、都議会、他市議会でも行っているため、今回は委員長病欠という不測の事態であることから、前例にしないという条件で、一般質問を行うことを了承しました。

一方、議会運営委員会では、副委員長が一般質問を行っている間、正副委員長が席に居らず、議会運営に支障をきたす可能性があるため、検討すべきだとの意見があり、会派代表者会と異なる考え方が示されました。

そのため、会派代表者会で、会派代表者会と議会運営委員会の関係について議論を行っていましたが、副委員長から一般質問取り下げの申し出があり、この議論は中断してしまいました。

## 平成 22 年 (2010)

### 第 4 回定例会

#### ◎委員会の請願審査で、初めて手話通訳者を配置

厚生水道委員会で、「障害がある人もない人も、子どもも、公平で誰もが安心して暮らせるまちを実現させるための条例に関する請願」の審査に当たり、障害のある多くの傍聴者のために、初めて手話通訳者、要約筆記者を配置しました。併せて、委員会室に入りきれない傍聴者については、隣室で音声を聞けるように配慮をしました。

また、本会議においても傍聴席に要約筆記者を配置し、障害を持つ傍聴者に、議員の発言が伝わるよう配慮しました。



## 平成 23 年 (2011)

### 第 1 回定例会

#### ◎東日本大震災で議会日程を大幅変更

平成 23 年 3 月 11 日、平成 24 年度当初予算と関連議案を審査していた予算等審査特別委員会の 4 日目に発生した大規模地震は、本市でも震度 5 弱を記録しました。

地震発生直後、委員長は休憩を宣告し、休憩中に予算等審査特別委員会理事会を開催し、当日の延会を決定しました。

地震発生翌々日の 14 日に開催した理事会では、電力不足による計画停電の影響を考慮し、午後 5 時までに委員会を終了することとし、質疑時間の 3 割減、CATVでの放映の中止等を決定、その後、開催された会派代表者会に報告しましたが、会派代表者会は、当日の予算等審査特別委員会を中止する方針を出したため、再び理事会を開催し、会派代表者会の意向通り予算等審査特別委員会の中止を決定しました。



駅で運転再開を待つ帰宅困難者

また、会派代表者会は、今後の議会運営

について会派内での検討も行いながら、その後、2度にわたり開催され、予算等審査特別委員会での今後の総括質疑の中止、分科会の中止、意見書の取り下げや定例会の会議日程を協議し、最終決定を議会運営委員会に委ねました。

議会運営委員会は、予算等審査特別委員会理事会、会派代表者会の調整を踏まえ、市の災害への対応を優先させることから、総括質疑と分科会の中止、予算等審査特別委員会最終日は、意見陳述と採決のみとすることを決定しました。

また、本会議は、平成24年度各会計予算と関連議案の議決のみとし、一般質問を中止、最終日を一日前倒しするなど、大幅な会議日程の変更を行いました。



第四小学校に開設された一時避難所

### ◎市議会協議会で、一部事務組合議会等の報告をすることを決定

市議会協議会は、全議員が出席し定例会に先立ち開催されますが、市長からの人事に関する議案がない場合は、開催しないということになっていました。

平成23年11月に開催された会派代表者会で、市議会協議会の案件として後期高齢者医療保険料改定について、後期高齢者医療広域連合<sup>\*</sup>議会の審議内容について報告してもらいたいとの発言がありました。また、併せて一部事務組合<sup>\*</sup>議会の報告を行うべきではないかとの提案もあり、各会派で調整をすることとなりました。

その後、12月に開催された会派代表者会で、一部事務組合議会及び広域連合議会の審議内容や課題について、全議員が情報を共有することを目的として、市議会協議会で報告を行うことが決定されました。

この決定により、一部事務組合議会等の議員となっている議員には、年1回以上報告することが義務付けられ、平成24年2月の市議会協議会から実施されています。

## 平成24年(2012)

### 第1回定例会

#### ◎カメラマン不在で議会を中断

平成元年から新年度予算の市長提案説明は、八王子テレメディア(株)によるビデオ収録が行われ、日を改めて行われる予算等に対する会派代表質疑実施日に放映することで、当初予算の内容を視聴者にお知らせし、審議内容が分かりやすくなるようにしていました。

平成24年度当初予算の市長提案説明が午後となり、午前中待機していたテレメディアのカメラマンが勘違いから引き上げてしまい、市長提案説明時のビデオ収録ができなくなっ

※のついた用語については、資料編—用語集—をご参照ください。

たため、ビデオ収録の準備ができるまで本会議を休憩しました。その後、再開した本会議の冒頭、議会事務局長が経過を説明するとともに本会議が中断したことを謝罪しました。

なお、平成25年第1回定例会からは、市長の提案説明を会議冒頭から行うようにし、総括質疑を含め、一日で終了するようにしています。

### 第3回定例会

#### ◎小中学校に専任の司書配置を求める請願に意見を付して採択

学校図書館は、子どもたちの知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で、重要な役割を担っている、また、近年、子どもたちの読書離れが指摘されており、学校図書館の果たす役割は一層大きくなっている、子どもたちと本をつなぐ学校図書館と学校司書の役割は大きいとして、各小中学校の学校図書館に専任の学校司書の配置を求める請願が提出され、文教経済委員会に付託しました。

文教経済委員会では、本市の学校図書館の状況、平成22年から始まった学校図書館サポーター事業の成果、学校図書館の運営を統括する司書教諭の役割、予算の状況など4回にわたり審査を行い、「市の財政状況を勘案のうえ、学校図書館サポート事業のさらなる充実を図り、請願の趣旨を踏まえ、児童・生徒の読書活動の推進に努められたい」との意見を付して、採択すべきものと決定し、平成25年第2回定例会に報告され、全会一致で採択しました。

なお、この請願の採択を受け、平成26年5月に市長から学校図書館サポーターを26年度に3名の増員、27年度以降も増員を図り、学校図書館運営の指導、支援を行っていくとの報告がありました。



### 第4回定例会

#### ◎基本構想を特別委員会で審査、全会一致で可決

市長から、「現行のゆめおりプランは、素案の策定を市民に委ねる市民会議方式を採用するなど、その果たした役割は非常に大きく、かつ意義深いものと評価している。

しかし、10年という時を経た現在、進む少子化・高齢化、それらに派生して予測される人口減少社会、成熟経済下での持続的な経済成長、地方分権の中での地方自治体の新たなかじ取りなど、新しい

課題に直面している。また、東日本大震災の経験がもたらした価値観の変化など、市民を取り巻く環境は大きな転換期を迎えており、このような社会状況の著しい変化を踏まえ、



提案説明を行う石森市長

今回も市民会議方式を取り入れ、素案の策定を行い、市民会議からは、「幸せを実感できるまち、新たな協働の必要性、持続可能な社会の創造を重視した新たな基本理念が示された」ということで新基本構想の提案がありました。

市議会は、本会議で質疑を行った後、委員14名で構成する基本構想特別委員会を設置し、基本構想の策定について審査を行いました。

特別委員会では、基本構想の趣旨に示された自立した都市の意味、地方分権時代にふさわしい

行財政運営の推進、平和問題、障害者、高齢者、外国人等の問題への取り組み、交通不便地域に対する考え方、市内の産業の活性化等様々な分野について審査を行い、全会一致で可決すべきものと決定しました。

本会議においても、委員会報告のとおり全会一致で可決しました。



現在の基本構想

### ◎不当労働行為事件の和解を可決

市と委託契約をしている学校施設開放員が加入する組合は、市が団体交渉に応じないことは不当労働行為であるとして、東京都労働委員会に救済の申立てを行いました。

平成24年2月、東京都労働委員会は、市に対し、団体交渉に応諾するよう命令書を交付しましたが、市は、これを不服とし、中央労働委員会に再審の申立てを行い、以後、調査が行われました。平成24年7月、中央労働委員会から、本件は和解により解決するのが望ましいとして和解条項の骨子が示され、当事者間で協議を重ねた結果、平成24年10月、中央労働委員会から和解勧告書が示され、合意に達し、和解が成立したということで、地方自治法の規定による議決を求められ、本定例会に提出されました。

この議案は、文教経済委員会で審査され、特に質疑、意見もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定され、本会議においても、委員会報告のとおり決定しました。

## 平成25年(2013)

### 第3回定例会

#### ◎「中核市の指定の申出について」を議決

平成24年1月、初当選した石森新市長が大きな政策課題として掲げた中核市への移行について、市議会は、平成24年第3回定例会で、委員14名で構成する中核市移行調査特別委員会を設置し、過去に中



中核市移行を審査する特別委員会

核市移行を断念した経緯も含め、委譲事務、財源について、市の説明を受けながら調査研究を行っていました。

そのような中、市長は、「大都市制度の一つである中核市への移行に向け、委譲される権限の活用などの検討に取り組み、都から移譲される権限についても都と合意し、総務省との事前調整を経たので、総務大臣に中核市の申出を行うため、地方自治法の規定に基づく議決を得たい」と議案を上程しました。

本会議では、財政面の課題、開発規制、職員増と人材育成等の質疑を行った後、中核市移行調査特別委員会に付託しました。



中核市移行をお知らせするパンフレット

特別委員会では、都から市に権限が委譲されたことによる市民サービスの変更点、移行後の創造的なまちづくりへの今後の展望などが議論され、ワンランク上のまちづくりを目指す中で中核市移行は必要である。また、自治権の拡大は、地方自治の発展方向であるとして、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。本会議においても、全会一致で委員会報告のとおり決定しました。

## 平成 26 年 (2014)

### 第 1 回定例会

#### ◎新年度予算成立後、議会要望を踏まえた大雪被害対策の補正予算を可決

2月14日から降り始めた雪は、八王子市内でも、積雪約50cmを越す大雪となり、家屋や農業施設に大きな被害をもたらしました。

市議会は、市が行う大雪への対応を優先して進めるため、2月17日、18日に開催予定の各常任委員会を中止する決定をしました。あわせて、災害対策議会本部（本部長：議長）の設置を決め、降雪対応の取り組みを検討し、3月13日、市長に対し降雪対応に関する要望書を、本部長名で提出しました。



大渋滞の甲州街道

市長は、3月27日、平成26年当初予算可決後、この要望も踏まえ、大雪で被災した農家に対し、経営の維持に向けた緊急支援を行うための経費を措置する平成26年度一般会計

補正予算案を上程、市議会は緊急性があることから、所管委員会への付託を省略し、全会一致で可決しました。

## 第2回定例会

### ◎議会基本条例で制定された委員間討議を初めて実施

八王子駅周辺整備に係る将来の財政負担に備えるため設置する、八王子駅周辺整備基金条例の設定は、都市環境委員会に付託され審査を行うこととなりました。

委員会では、この基金を設定する是非や時期等を質す発言がありましたが、全委員の発言が終了した後、委員の一人から争点の確認のため、議会基本条例に定められた委員間討議を求める発言があり、条例制定後、初めてとなる委員間での討議が行われました。

委員間討議では、基金条例に反対する委員から、賛同する委員に対し、賛同する考え方、意見の確認が行われました。

この条例案は、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

## 平成 27 年 (2015)

## 第2回定例会

### ◎傍聴者に退場を命じる

議員提出議案、平和安全法制に関する意見書、「安全保障関連法案」の撤回を求める意見書、安全保障法制の慎重審議を求める意見書の3件を審議するに当たり、提案に対する質疑、答弁が緊迫し、それを聞く傍聴者から野次や拍手が度々発せられ、議長が再三の注意を行いました。しかし、度重なる注意にも関わらず野次を止めないため、議長が傍聴者1名に退場を命じました。

## 第3回定例会

### ◎女性議員の出産できる環境を整える

平成27年5月、国は、女性議員が活躍できる環境を整備して議会を活性化し、より良い住民サービスを実現するため、標準市議会会議規則において、出産に伴う欠席に関する規定を明確に設けることを検討願いたいと全国市議会議長会に要請しました。

全国市議会議長会は、これを受け、直ちに標準市議会会議規則の一部を改正し、各市議会に通知しました。

本市議会においても、近年の男女共同参画の状況を鑑み、女性議員が活躍できるよう、会議規則に出産による議会の欠席についての規定を加えました。



## 平成 28 年 (2016)

### 第 1 回定例会

#### 新年度一般会計予算案などの修正案を提出

平成 28 年度八王子市一般会計予算案と関連議案等を審査する予算等審査特別委員会で、「平成 28 年度八王子市一般会計予算」、「平成 28 年度八王子市国民健康保険事業特別会計予算」、「八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について」及び「八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について」に対して、委員 9 名から修正案が提出されました。

修正案は、議員報酬と市長等の給料の引き上げを取りやめ、マルベリーブリッジ西側延伸事業及び北西部幹線道路整備事業の関連経費を削除するほか、八王子駅周辺整備基金を廃止して財政調整基金に積み立て、市民負担増となる国民健康保険税の改定案のうち、均等割及び所得割の引き上げをやめ、現行のまま据え置くために一部を活用させるというものでした。

採決の結果、修正案は否決され、原案は可決すべきものと決定しました。原案は、本会議において記名投票の結果、30 対 9 の賛成多数で可決しました。

## 平成 29 年 (2017)

### 第 2 回定例会

#### 「遺贈による権利の放棄について」を議決

市内在住であった故人が、全財産を八王子市に相続させる旨の遺言をしていたことから、市は全財産の贈与（包括遺贈）を受けたが、これらの財産の贈与を受け利用、売却するには、2 人の共有者等との協議、調整が必要なこと、建物が古く、評価額に見合う価値が期待できないこと、土地が借地であり、賃料を支払う債務が発生することなどから、この遺贈による権利を放棄するとして、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号に基づき議会の議決を求め議案が上程されました。

この議案は、総務企画委員会に付託、審査した結果、権利を放棄することについて、全会一致で可決すべきものと決定され、本会議においても、全会一致で委員会報告のとおり決定しました。

